

第41号  
2017.12.10

人権救済基金運営委員会

きっとある あなたを支える 法と智恵

京都弁護士会

〒604-0971

京都市中京区富小路通丸太町下ル

TEL (075) 231-2378

FAX (075) 231-2373

<http://www.kyotoben.or.jp>

## 人権救済基金ニュース

### 人権救済基金をご利用下さい！

人権救済基金運営委員会 委員長 栗野浩之

京都弁護士会には「人権救済基金」という制度がありますが、皆さん、ご存知でしょうか。

1993年度に設立された制度で、これまで70件以上の事件に援助を行ってきました。有名なものとしては、アスベスト関連疾患事件、福知山花火大会爆発事事件、カネボウ白斑被害事件、下鴨マンション建設風致許可取消請求事件などがありますが、ニュースにならない事件についても多数援助を行ってきました。

この制度の特徴は、法テラスと違って資力要件もなければ、勝訴の可能性も必要としていないところです。裁判を起こしたいけれど費用がない場合、まずは法テラスの利用を検討することになりますが、法テラスは誰でも利用できるというわけではありません。既に申し上げたような要件を満たす必要があります。

しかし、色々な事件の中には、どうしても要件を満たさないという事件もあります。例えば、被害者が多数存在する消費者事件や住民による行政訴訟などです。このような事件は、法テラスの要件を満たさないことが多く、また法テラスの利用にも馴染みにくいと考えられます。

このような時、裁判に必要な費用を援助する

のが人権救済基金です。この制度は、資力や勝訴の見込みにかかわらず、弁護士費用や実費、相談・調査・資料収集・講演・出版物の刊行などの費用を、80万円まで援助します。基金設置の目的が「人権の救済と伸長をめざす活動を推進すること」にありますので、対象となる事件は、高齢者や子ども、身体障害者、外国人などの人権に関する問題や、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題など、人権保障が未だ十分でない状態にある人権問題で、その解決が公益的意義を有する事件(公益事件)に限られますが、このような事件について、法テラスの要件を充たさないなどの理由で費用に困っておられる方がもしいらっしゃれば、ぜひ、基金にお申し込み頂ければと思います。

いつの時代も人権が十分に守られていない分野は存在し、ひよっとすると、今後、基金の果たす役割は増してくるかも知れません。今回の基金ニュースを読んで頂いた方は頭の片隅で結構ですので、身近な所に人権救済基金という制度があることを覚えておいて頂ければ幸いです。

これからも人権救済基金へのご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

## 天ヶ瀬ダム再開発事業・公金差止訴訟

弁護士 浅井 亮

### 1 はじめに

私たちが人権救済基金の支援を受けて取り組んでいる事件は、天ヶ瀬ダム再開発事業（天再事業：京都府宇治川）に対する京都府の公金支出差止等を請求している住民訴訟で、2015年1月提訴後現在まで15回以上の弁論・弁論準備手続を重ねています。

弁護団は5名ですが、淀川水系に関わる問題であることもあり、京都弁護士会だけでなく、大阪弁護士会に所属する弁護士にも参加してもらっています。

この訴訟を進めるためには、コピー代や通信費などの諸実費が発生するだけでなく、ダム問題や河川工学といった専門的領域の知見を得るために資料を購入や専門家の助言をいただく際の費用も必要になります。さらに、資料取得のために国土交通省その他行政機関に対する情報公開請求なども多数行わなければなりません。このように、ダムを取り扱う本件のような訴訟では、通常の訴訟に比べて専門家への費用や資料代が多くなることから、人権救済基金の支援は大変ありがたく、原告や支援団体、そして弁護団一同感謝しているところです。

### 2 天再事業の内容

ダムサイトがあり、本件再開事業施設である放水路が設置される宇治川は、淀川水系に属し、上流の琵琶湖、瀬田川、鹿跳溪谷をへて宇治川となり、ダム直下の宇治・塔の島（平等院等がある歴史的景観地域）地区に流れ出て、さらに木津川・桂川と合流して淀川本流となり大阪湾に流入します。

宇治川・天ヶ瀬ダム（1964年完成）は、現在900 m<sup>3</sup>/秒の放流能力を有しています。

本件天再事業は、天ヶ瀬ダムの治水効果向上のためにダム左岸に全長617mの「放水路」（600 m<sup>3</sup>/秒を放流）を設置し、全体として1,500 m<sup>3</sup>/秒の放水量を確保し、併せて琵琶湖岸の洪水被害防止、京都府営水道の供給量の増加、発電揚水の安定確保を目的としています（総事業費は、

数次の計画変更により、現在は約590億円、2021年度完成予定）。

### 3 本件訴訟の争点

争点である天再事業の違法性事由は以下のとおりです。

①想定されている治水効果は、現存する河川施設の効率的な操作、運用により実現可能で事業の必要性がないこと。②ダム上流部の琵琶湖・瀬田川からの1,500 m<sup>3</sup>/秒という流量を前提としているが、ダム上流部に位置する鹿跳溪谷の谷幅狭小等のために計画流量が確保できず、事業の有効性が認められないこと。③ダム付近は複数の活断層に接近しており、ダム岩盤は良好ではないこと、④放流路工事中に予測しなかった脆弱層が確認されたこと、⑤ダムの安全管理のための計測装置が不備であること、⑥この③～⑤ゆえにダムの供用には重大な瑕疵があること。⑦事業の利水計画は、京都府下の水需要を過大視しており、水利権をこれ以上増やす必要性がないことに加え、放水路を設置し放流量を増やしたとしても、渇水期の水量を増やすことにはならないこと、⑧事業は、琵琶湖から淀川河口に及ぶ自然環境・景観等の破壊をもたらすこと等です。

### 4 訴訟の進行状況

上記のとおり、本件訴訟では、治水・利水の必要性の有無、事業効果の有無、ダム等の耐震性の確認、河川施設の安全性確保、淀川水系の自然景観、環境の保全いかなが論点となっています。このため、訴訟では、河川工学、防災工学等に関する科学的分析・検討が欠かせません。これまで、原告らは各争点について、学者・研究者との学習会を重ねながら立証準備をしてきており、意見書の提出などをお願いしているところです。

さらには天ヶ瀬ダムやその上流の瀬田川洗堰、また、下流の淀川の三川（宇治川・木津川・

桂川)合流地点などの現地を調査することも繰り返し行っています。

現地を見ると、現在の放流能力(900 m<sup>3</sup>/秒)で放流した状態でも、ダム下流の宇治・塔の島付近は水量が非常に多く危険な状態であり、これを1500 m<sup>3</sup>/秒にした場合に、本当に安全に流下できるのだろうかという疑問を抱きます。

また、天ヶ瀬ダムは、1964年に建設され供用されてからすでに53年を経過しています。このダムについては、建設当時からダム地盤の脆弱性等について疑問が提起されてきており、ダム経年変化、耐用年数、下流の堤防破堤等の危険性とも絡んで、上記のような巨額の事業資金を投入することについては、その費用対効果の観点からも見直しされるべきではないかと考えています。

これらに加えて、利水については、本来渇水期に水が足りなくなることを想定してダムを建設し、これにより増えた分を新たな水道用の水利権として付与されるのが通常です。しかし、本件の再開事業は、放水路を設置することで、ダムの水位が制限水位を超えるような場合の放流やその後の琵琶湖の浸水を防ぐための放流(後期放流)の流量を増やすことを目的としています。このような機能を有する放水路を設置しても、渇水期において水を蓄える機能が増えるということにはなりません。この点、被告からは、水道用水の利用が増えることでダムの水位が従来よりも早く低下してしまうことになり、それにより既存の水利権を有している関西電力の発電が制限されてしまうことを回避するために、発電最低水位を従前の68mから67.1mに下げることが必要であり、水位の低下により水圧が下がることで放流能力が低下してしまうを防ぐためには、天再事業による放水路が必要である、という主張をしています。しかし、大量の放流をしなければならないときは、まさに洪水が起きようとしているときか、その後の琵琶湖の水位低下のための後期放流の場合しかなく、このような場合には水は豊富にあるのですから、どれだけ取水しても問題はなく、水位が低くとも発電のために取水して何ら問題はないと考えられます。また、仮に水位が下がることで放流量が低くなったとしても、それはわずか40 m<sup>3</sup>/秒程度のことであり、再び水位が上昇すれば同じ900 m<sup>3</sup>/秒に戻るのですから、発電最低水位が低下することによって放流を増やさなければならない合理的な理由はないものと考えられます。

このように、天再事業には疑問点が多々あるのですが、事業の主体は国(国交省)であり、被告京都府では詳細は不明という対応が多く、充実した議論がなされているとは言えない状況です。そのため、私たちは、国に対して訴訟参加を促したのですが、国は参加しない意向を示

しています。今後は、調査嘱託などを利用して国に対して必要な情報の提供を求めることも考えています。

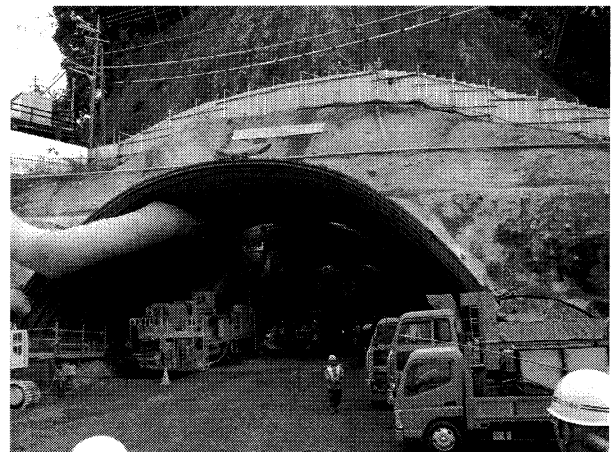
## 5 最後に

本件訴訟は、住民訴訟であり、原告になっている方は、自己の利益のために訴訟をしているのではなく、公金の無駄遣いや自然環境の保全、さらに河川近隣の住民の方の安全などのために訴訟を提起しています。このような活動は、人権の擁護や社会正義の実現のための活動の一環として重要である一方で、自らの利益のための活動ではないことから原告らに過度の費用負担を求めるのは酷といえます。

京都弁護士会の人権救済基金のような制度がこのような活動を支援していただけるのは大変有意義であり、全国に誇れる制度だと思います。

皆様の支援に応えられるよう原告・弁護団ともに全力で取り組みますので、引き続きご支援の程よろしくお願いいたします。

以上



【天再事業 流入部付近の工事状況】



【既存のゲートからの放流状況(全開時)】

## \* これまでに基金で援助した事件 \*

	事件名
1994年	外国人労働者未払賃金等請求事件
1995年	一条山開発許可処分取消請求事件
	児童扶養手当資格喪失処分異議申立、取消請求事件
	障害者雇用問題国家賠償請求事件（控訴）
	家庭教師賃金支払等請求事件
1996年	障害者の刑事事件（上告）
	医療従事者のC型肝炎感染損害賠償請求事件
1997年	市原野ごみ焼却場建設差止め請求事件
	ヤコブ病損害賠償請求事件
	桂高校制服問題事件
1998年	浮島丸公式陳謝等請求事件
2000年	在日韓国・朝鮮人の障害基礎年金不支給決定取消請求事件
	日栄不当利得返還請求事件
2001年	個人情報非訂正決定処分取消請求事件
	大江山中国人強制連行・強制労働損害賠償等請求事件
	レンタルハウス被害者救済事件
	半鐘山開発許可取消審査請求・河川占有許可等取消審査請求事件
	生活保護不当廃止損害賠償請求事件
2002年	ホームヘルパー養成講座事件
	障害基礎年金についての生活保護変更決定処分取消請求事件
2003年	障害基礎年金不支給決定取消等請求事件（学生無年金裁判）
	中国残留孤児国家賠償請求事件
	医薬品副作用被害についての障害年金不支給決定取消等請求事件
2004年	障害厚生年金未給付国家賠償請求事件
	洛西ニュータウンマンション建築工事差止等請求事件
2005年	在日韓国・朝鮮人の老齢年金不支給措置国家賠償請求事件
	自衛隊イラク派遣差止等請求事件
	薬害イレッサ西日本訴訟（損害賠償請求事件）
	船岡山マンション建築確認処分取消審査請求事件
2006年	①遺族補償給付等不支給決定取消請求事件 ②労働災害損害賠償請求事件
2007年	船岡山マンション建設損害賠償請求事件
	嘱託職員賃金差別事件
2009年	障害補償給付支給処分取消請求事件
	入学金返還等請求事件
2010年	障害者自立支援法に基づく利用者負担免除等請求事件
	①外国人学校に対する強要・威力業務妨害等告訴事件 ②外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等仮処分申立事件 他
	外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等請求事件
	国家賠償請求事件（DVの被害届に関連する二次被害）
2011年	破産債権届出事件（障害者を多数雇用した企業が5か月足らずで破産）
	地位確認等請求事件（偽装請負会社による解雇）

次ページへ続く

前ページからの続き

	事件名
	発達障害者の窃盗被告事件
	損害賠償請求事件（アスベスト関連疾患）
	水族館施設設置許可取消請求事件
2012年	人権救済申立事件（父子家庭に対する医療費支給制度等の不備）
2013年	大飯原発運転差止等請求事件
	損害賠償等請求事件（福知山花火大会での爆発事故）
	損害賠償請求等事件（原発事故に関する訴訟）
2014年	カネボウ白斑被害損害賠償事件
2015年	京都スタジアム建設に関わる都市計画公園事業認可取消請求事件
	天ヶ瀬ダム再開事業公金差止等請求事件
	生活扶助基準引き下げ処分取消請求事件
2016年	下鴨マンション建築風致許可取消請求事件

※上記のうち、控訴や上告についても援助した事件があります。  
2017年10月末時点での援助件数は、71件です。

## ＝2016年度人権救済基金報告＝

### 収入の部

科 目	'16年度予算額	'16年度決算額
1 会員寄附金	900,000	943,000
2 会員外寄附金	300,000	129,700
3 償還金	0	2,000,000
4 受取利息	1,600	91
5 雑収入	250,000	266,816
当期収入合計(A)	1,451,600	3,339,607
前年度繰越金	8,608,546	8,608,546
収入合計(B)	10,060,146	11,948,153

### 支出の部

科 目	'16年度予算額	'16年度決算額
援助金	3,500,000	2,400,000
活動費	800,000	631,026
雑費	10,000	4,168
予備費	5,750,146	0
当期支出合計(C)	10,060,146	3,035,194
当期収支差額(A-C)	△8,608,546	304,413
次期繰越収支差額(B-C)	0	8,912,959

# 人権救済基金Q&A

Q 人権救済基金とは、どのようなものですか。

A 裁判を起こしたいけれど、お金がないという人のためには、法テラスの「法律扶助」制度があります。ところが、この制度は、訴訟をするための資力がないことの他に、裁判について勝訴する見込みがあることが条件になっています。

しかし、世の中には、いろいろな事件があって、例えば、消費者問題などの事件で、1人の損害が5万円ぐらいしかないときでも、その損害を立証するためには、手間も費用もかかる場合があります、弁護士費用も支払わなければなりません。事件によっては、裁判にかかった費用の方が裁判で認められる費用よりも多いという場合もあります。

そのような消費者事件の被害者が、例えば、100人であったとすれば、その事件の判決は、社会的に非常に大きな意味があります。

また、勝訴の見込みは少なくても、その裁判を起こすこと自体が、制度や法律の改善に役立つと言う事件も少なくありません。

このように、裁判自体に、社会的な意義があるとか、人権の救済に広く役にたつような事件を、市民全体で応援しようというのが人権救済基金という制度です。

Q 具体的には、どのような事件が対象になるのですか。

A 高齢者、子ども、身体障害者、精神障害者、外国人等の人権に関する問題、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題などの人権の保障が十分でない立場にある状態の人たちの人権に関する事件で、その解決が公益的な意義を持つ事件などが対象になります。

例えば、多数の被害者があり、原因が共通しているような医療過誤や薬害の事件、被害者が多数の製造物責任を問う訴訟、社会保障の不備を問う事件などが対象になります。

Q 今まで、どのような事件が対象になっていますか。

A 詳しくは、4頁の「これまでに基金で援助した事件」のとおりですが、これまでに、豊田商事の国家賠償請求事件、ヤコブ病損害賠償請求事件、学生無年金裁判事件、薬害イレッサ西日本損害賠償請求事件、アスベスト関連疾患損害賠償請求事件、福知山花火大会での爆発事故損害賠償等請求事件、カネボウ白斑被害損害賠償事件、下鴨マンション建築風致許可取消請求事件などがあります。

Q どのような援助がされるのでしょうか。

A 審査のうえで、社会的に意義のある事件と認められたものについて、弁護士費用とか、訴訟印紙代とか訴訟の遂行費用などで、限度額80万円までが援助されます。

また、裁判だけでなく、公益的な意義のある事件であれば、相談、調査、資料の収集、講演、出版物の刊行などの費用も援助の対象になります。

この援助費用は、後で返還していただくことが原則にはなっていますが、普通は、返還が求められるのは事件が終わってからになりますし、事情によっては、返還の免除が認められますので、積極的に御利用下さい。

Q どこに援助を申し込めばいいのでしょうか。

A 京都弁護士会の人権救済基金あてに申し込んで下さい。

Q 基金の有益なことは良く解りましたが、基金の財政は、現在どうなっていますか。

A 2016年度末で、約890万円の繰越金がありますが、必要な援助をするためには、まだまだ十分ではありません。この制度は、市民のみなさんの寄付により成り立っておりますので、1口いくらからでも結構ですので、是非とも多数の市民により支えていただきたく、寄付についてもよろしくお願いいたします。



第22回

# 法律援助を広げる 市民のつどい

～市民の裁判を受ける権利を守るために～

講演

## 寛容な社会を求める市民 ——アメリカと日本——

もり ひろ ゆき  
**森 裕之**

立命館大学  
政策科学部 教授  
博士(政策科学)



(プロフィール)

1967年 大阪府生まれ  
1990年 大阪市立大学商学部 卒業  
1993年 大阪市立大学大学院経営学研究科 後期博士課程中退  
1993～1997年 高知大学人文学部 助手・専任講師  
1997～2003年 大阪教育大学 専任講師・助教授  
2003～2009年 立命館大学政策科学部 助教授・准教授  
2009年～現在 同 教授  
2016年4月から2017年3月までコーネル大学客員研究員

(専門分野)

財政学、地方自治、公共政策

### ◎ミニコンサート

## Fiddle chat

(プロフィール)

木内啓太 (きうち けいた)

大阪で生まれ、高校時代まで京都で過ごす。ロンドンにあるTrinity College of Music (現: Trinity Laban)をオーボエ専攻にて卒業。帰国後は開防義和臣などの下で作曲の勉強をする。2016年7月にブルガリアにて開催されたPulse College, Film scoring summer courseに出席。現在はFiddle chatのピアノとして主に活動。



宮崎裕梨 (みやざき ゆり)

相模大学音楽学部卒業。同大学卒業演奏会出演。第15回全日本ソリストコンクール優秀賞受賞。奨学金を得て二年連続でアジアコース・オーストラリアに参加。スイス・ニヨンにて単独ソロリサイタルを開く。

Fiddle chat

関西を中心に活動するデュオユニット、バイオリンのYuriとピアノのKeitaの二人で活動。2017年5月、コラボレーションCD「Alfheim (アルフヘイム)」を発売。同月、第17回新聞地音楽祭の公演ステージにて演奏。2017年8月、自身主催のレコライブを豊都ホールにて開催。

### ◎人権救済基金の説明と事例報告

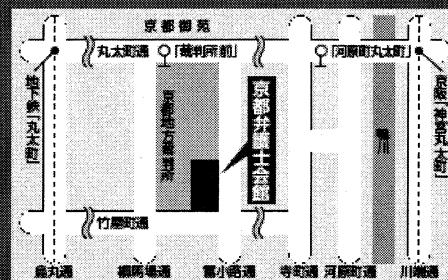
■日時  
2018年 2月3日 土  
(平成30年)

午後1時30分から午後4時(開場午後1時)

■会場

京都弁護士会館 地階大ホール

先着順・入場無料



①地下鉄「丸太町」駅から徒歩7分 ③バス停「裁判所前」から徒歩2分  
②京阪「神宮丸太町」駅から徒歩12分 ④バス停「河原町丸太町」から徒歩8分

駐車場・駐輪場がありませんので、公共交通機関をご利用下さい

主催/京都弁護士会 後援/京都市・京都市中京区・京都府社会福祉協議会・京都市社会福祉協議会・京都新聞・KBS京都・日本司法支援センター 京都地方事務所

きっとある あなたを支える 法と智恵

TEL.075-231-2378

詳しくはホームページをご覧ください

京都弁護士会

検索





## 「人権救済基金」への寄付をお願いします

この基金が有効に機能していくためには、まず財政基盤をしっかりと確立することが大切です。そのためには、市民一人ひとりの善意によって、この制度を支えていただく必要があります。多くの方々のご寄付を心よりお願いします。金額はいくらでもけっこうです。

寄付先 郵便振替口座 **京都 01050-3-8313**  
名称 **京都弁護士会人権救済基金**

寄付いただいた際に得た個人情報は、事務処理のために使用する他、当弁護士会が主催する行事の案内物やその他の発行物をお送りする以外には使用いたしません。

QRコードで簡単アクセス！  
QRコードをスマートフォン・携帯電話で読み取ってください。京都弁護士会のサイトに簡単にアクセスできます。ぜひブックマークにご登録ください。

